

令和3年

第9回教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和3年8月26日(木)
午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 尾花沢市学習情報センター悠美館 ハイビジョンホール
- 3 出席委員 教育長 五十嵐 健
教育長職務代理者 東海林 衡
委 員 森山千洋
委 員 笹原謙一郎
委 員 鈴木瑞穂
- 4 出席者 こども教育課長 坂木良一
教育指導室長 高橋和哉
社会教育課長 鈴木敏
教育相談専門員 森山仁
こども教育課長補佐 鈴木正樹(事務局)

会議次第

- 1 開 会
- 2 議事日程
 - 日程第1 前回会議録の承認
 - 日程第2 会議録署名委員の指名
 - 日程第3 報告事項
 - 日程第4 議第33号 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について
令和3年度9月補正予算要求等について
 - 日程第5 議第34号 尾花沢市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第6 議第35号 尾花沢市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 日程第7 議第36号 尾花沢市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程の設定について
 - 日程第8 その他
- 3 その他
- 4 閉 会

会議録

1 開 会 教育長

・教育長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第9回教育委員会を開催いたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりますので、暫時の間、ご協力をお願いいたします。

2 日程第1 前回会議録の承認

・教育長

はじめに、日程第1、「前回会議録の承認について」を審議いたします。

「前回の会議録」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

ご意見等ないようですので承認することとし、会議録への署名を行います。よろしく申し上げます。

－ 令和3年第8回会議録署名委員による署名 －

以上で前回の会議録の承認を終了します。

3 つぎに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、尾花沢市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、3番 森山 千洋 委員、4番 笹原 謙一郎 委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

4 各課の報告事項

・教育長

つぎに、日程第3、報告事項であります。各課長から報告をお願いいたします。

こども教育課長 資料に基づき説明する

社会教育課長 資料に基づき説明する

・教育長
以上で報告を終わりますが、ご質問はありませんか。

・教育長
ないようでしたら、次に、日程第4、議第33号「市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について令和3年度9月補正予算要求等について」を議題といたします。

5 議事日程

提案理由の説明を求めます。

・各課より令和3年度9月補正予算要求の概要説明を行った。

・教育長
質問等ありましたらお願いします。

・委員
社会教育総務費の工事費について、当初より相当減額なるが、理由を教えてください。

・社会教育課長
解体しながら使えない部材、使える部材を判断して作業を行っております。今年度の事業は、解体して応急処置の段階で終わります。来年度に組立を行うことになったため減額となりました。

・委員
来年度にこの金額になるのでしょうか。

・社会教育課長
その予定です。

・教育長
他にございませんでしょうか

・委員
AEDの使い方について先生・子供たちの講習会は行っていますか。

- ・教育指導室長

職員は、定期的に行っております。子供たちは、勝手に使うものではありませんので行っておりません。

- ・委員

バッテリー交換は、行っていますか。

- ・こども教育課長

2年ごとに行っております。

- ・教育長

他に質疑はありませんか。ないようですので終結いたします。これより議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- ・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第33号は原案のとおり決しました。

次に、日程第5、議第34号「尾花沢市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- ・こども教育課長

尾花沢市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則についてであります。3月25日の第4回教育委員会の際にもご承認いただき、一度改正を行っておりますが、さらに押印の見直しを推進するということで、補助金などの金銭の請求又は受領に係る申請書についても押印を廃止することとなりました。これに伴いまして、教育委員会で定める申請書等の押印の特例に関する規則について改正するものであります。

- ・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・委員

小中学校の体育館の使用申請に押印の欄があるがそれも省略になるのでしょうか。

・こども教育課長

廃止になります。委任状や第三者の同意が必要な書類は、押印が必要になるが、それ以外はほとんど省略になります。

・教育長

質疑もないようですので終結いたします。これより議第34号を採決いたします。本案を原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第34号は原案のとおり決しました。

次に、日程第6、議第35号「尾花沢市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長

尾花沢市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてであります。先ほどの説明と同様に、教育委員会で定める申請書等の押印の特例に関する要綱について改正するものであります。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・教育長

質疑もないようですので終結いたします。これより議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第35号は原案のとおり決しました。

次に、日程第7、議第36号「尾花沢市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程の設定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

・こども教育課長

尾花沢市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規定についてありますが、先ほどの説明と同様に、補助金などの金銭の請求又は受領に係る申請書の押印廃止に伴いまして、教育委員会の訓令で定められている補助金等がございますので、尾花沢市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規定について改正するものであります。

・教育長

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

・委員

告示と訓令は同じですか。

・こども教育課長

訓令は、補助金の部分を該当させることになったため新たに設定するものであります。

・教育長

他にご質疑ございませんか。質疑もないようですので終結いたします。これより議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

・教育長

ご異議なしと認めます。よって議第36号は原案のとおり決しました。

以上で、本会に附議されました議案の審議が終了しました。

6 その他

続いて、日程第8「その他」でございますが、何かありませんか。

・こども教育課長

小中学校のあり方検討委員会の設置状況について説明

- ・ 教育指導室長
山形県中学校総合体育大会入賞者及び東北中学校総合体育大会入賞者
について説明
- ・ 教育相談専門員
教育相談活動及びスマイルホーム利用状況報告について説明
- ・ 教育長
他になれば、これで令和3年第9回教育委員会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

午前 11 時 30 分閉会

会議録署名委員

3 番

4 番
